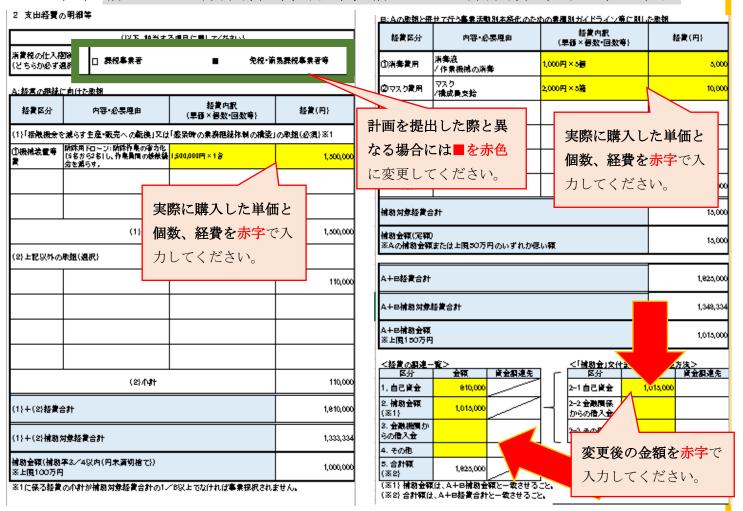
(A) 支払い完了について

説明会の参加報告の際に支払い完了がいつになるかを記載いただきましたが、支払いが令和3年6月以降になる方はなぜ・何の物件が遅れるのかを最 寄の支店営農経済課、畜産課又は営農振興課までご連絡ください。

機械の納品の遅れなどやむを得ない事情がある場合は、令和3年度に納品・ 支払いが行われるものも補助対象となります。

(故意に購入を遅らせないでください)

(B) (様式2-1)計画書(単独2)、(様式2-2)計画書(共同2)の記入



申請時から実績内容の記載に変更がある方につきましては、実績報告時に 入力の変更をお願いします。変更された場合には、変更部分の文字は赤字に お願いします。

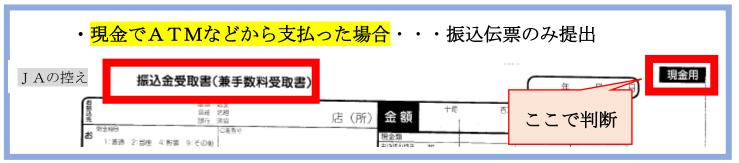
- (例1) 申請時の単価や個数を**実績報告する数字と合わせる**。
- (例2) 消費税の仕入控除の選択を間違えていた。課税 ←→ 免税・簡易課税
- (例3) 申請時の経費の区分を変更したい。自己資金 ←→ 金融機関から借入

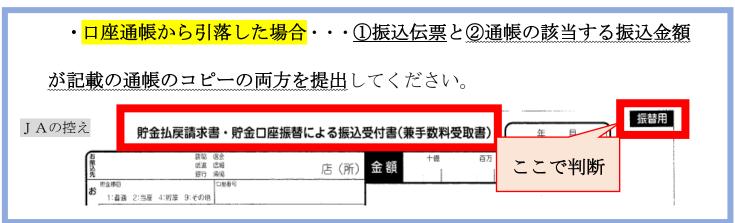
(1) 金融機関から借入れをされている場合の対応について

<u>補助金の金額分を借入れした場合は、補助金が振り込まれた際には、速や</u>かに、その金額を繰上返済していただきますようお願いいたします。

繰上返済手続きは、必ず採択者自身で借入れをした金融機関にお申し出頂き手続きを行ってください。

(2) 振込で支払った場合の提出物について





(3) Bで申請している商品について

採択されたBの消耗品については受払簿をそれぞれに対して作成いただきますようお願いいたします。

また、補助事業の手引き(1次・2次採択)P30~に記載の通り、Bに関しては対象は補助期間に購入及び使用したものに限ります。 未使用のものは対象外となりますので、ご注意ください。